

開発審査会基準第 1 2 号

介護老人保健施設

介護保険法第 94 条に規定する介護老人保健施設(社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 0 号に規定する第 2 種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。)のための開発行為又は建築行為で申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設が厚生労働省の定める「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(以下「厚生労働省の基準」という。)に適合し、開設が確実に許可される見込みがある旨の確認が東三河広域連合の担当部局においてなされたものであること。
- 2 厚生労働省の基準第 30 条に規定する協力病院が近隣に所在する場合等当該施設を立地させることがやむを得ないと認められるものであること。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が 3,000 平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成 1 2 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。